

2012年10月30日  
日 本 銀 行

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成22年11月5日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 1. および2. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙3および別紙4のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)  
福 田 (03-3277-3768)

## 「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

## 4. 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~5-5-6~~6兆円程度、貸付残高の総額は2.5兆円程度を上限とする。

(2) 3. (2) に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債	<del>3-4</del> <u>3.9</u> 兆円程度
ロ、国庫短期証券	<del>1-4</del> <u>5.19.5</u> 兆円程度
ハ、CP等	<del>2</del> <u>1.2.2</u> 兆円程度
ニ、社債等	<del>2</del> <u>9.3.2</u> 兆円程度
ホ、指数連動型上場投資信託受益権	<del>1</del> <u>6.2.1</u> 兆円程度
ヘ、不動産投資法人投資口	<del>0</del> <u>1.20.13</u> 兆円程度

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口に関する一部改正は、「指数連動型上

場投資信託受益権等買入等実施要綱」(平成22年10月28日付政委第92号別紙9.の別紙および同別紙10.の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等  
買入等基本要領」 中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、平成~~24~~25年末まで  
を目途に行う。

(附則)

この一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」  
(平成22年10月28日付政委第92号別紙9.の別紙および同別紙1  
0.の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第  
43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大  
臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた  
日から実施する。

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成 24 年 月 日

財務大臣 城島 正光 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

金融緩和を一段と強力に推進する観点から、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可、平成 23 年 3 月 15 日付財理第 162 号・金総第 1060 号認可、平成 23 年 8 月 5 日付財理第 3654 号・金総第 3373 号認可および平成 24 年 5 月 1 日付財理第 2139 号・金総第 1908 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入を行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入は、認可取得の日から平成~~24~~  
25年末までを目途に行い得るものとする。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は~~1兆6,000~~兆1,000億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は~~1,200~~1,300億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成 24 年 月 日

金融庁長官 畑中 龍太郎 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

金融緩和を一段と強力に推進する観点から、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可、平成 23 年 3 月 15 日付財理第 162 号・金総第 1060 号認可、平成 23 年 8 月 5 日付財理第 3654 号・金総第 3373 号認可および平成 24 年 5 月 1 日付財理第 2139 号・金総第 1908 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書および同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入を行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入は、認可取得の日から平成~~24~~  
25年末までを目途に行い得るものとする。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は~~1兆6,000~~兆1,000億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は~~1,200~~1,300億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）